

福岡県医発第205号(地)

平成17年 4月22日

各医師会長 殿



福岡県医師会
会長 竹嶋 康弘



医療機関、衛生検査所、地方衛生研究所、保健所等における
病原性微生物等の管理の強化について

春暖の候 貴職益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、病原性微生物等を保有していると考えられる医療機関、衛生検査所、地方衛生研究所、保健所等に対する、生物テロに使用されるおそれのある病原性微生物等の保有状況についての調査につきましては、平成16年12月24日付福岡県医発第1747号にてお願いいたしておりましたが、今般、その調査結果がとりまとめられ、厚生労働省大臣官房厚生科学課長、医政局指導課長、経済課長、健康局総務課長、結核感染症課長連名で、病原性微生物等の適切な管理を一層徹底するよう求める通知がなされた旨、日本医師会感染症危機管理対策室を通じて別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴職におかれましても本件につきましてご了知いただきますようよろしくご高配のほどお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明・島田昇二郎



(地Ⅲ 7)

平成17年4月12日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

雪 下 國 雄

医療機関、衛生検査所、地方衛生研究所、保健所等における
病原性微生物等の管理の強化について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、病原性微生物等を保有していると考えられる医療機関、衛生検査所、地方衛生研究所、保健所等に対する、生物テロに使用されるおそれのある病原性微生物等の保有状況についての調査につきましては、平成16年12月28日付（地Ⅲ 189）をもって願いいたしましたが、調査にご協力いただき御礼申し上げます。

今般、その調査結果がとりまとめられ、各都道府県、政令市、特別区衛生主管部（局）長に対し、厚生労働省大臣官房厚生科学課長、医政局指導課長、経済課長、健康局総務課長、結核感染症課長連名で、病原性微生物等の適切な管理を一層徹底するよう求める通知がなされました。

つきましては、貴職におかれましても、本件についてご了知いただきますようよろしくご高配の程お願い申し上げます。



科 発 第03300008号
医政指発第03300001号
医政経発第03300001号
健 総 発 第03300001号
健 感 発 第03300002号
平成17年3月30日

各 { 都道府県
政 令 市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省大臣官房厚生科学課長



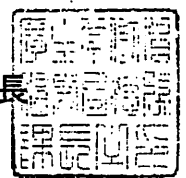
医政局指導課長



医政局経済課長



健康局総務課長



健康局結核感染症課長



医療機関、衛生検査所、地方衛生研究所、保健所等における
病原性微生物等の管理の強化について

生物テロに使用されるおそれのある病原性微生物及び毒素（以下「病原性微生物等」と

いう。)の管理については、「病原性微生物等の管理について」(平成15年12月17日付け科発第1217003号・医政指発第1217002号・医政経発1217001号・健総発第1217001号)により、貴部局所管下の機関における適切な管理を要請してきたところであるが、今般、病原性微生物等の保有状況及び管理状況の調査を行い、調査結果(別紙1及び2)をとりまとめた。

については、貴職におかれては、貴部局所管下の機関に対し、本調査結果を踏まえ、既発出の通知の遵守及び病原性微生物等管理マニュアルの整備に努め、病原性微生物等の適切な管理について一層徹底するようよろしく指導されたい。

なお、病原性微生物等の保有状況の詳細については、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を来すおそれがあるほか、国家の安全を害するおそれがあることから、公表しないこととしているので、貴職においても、その旨了知の上、当該情報の取扱いに遺憾のないようにされたい。

病原性微生物等保有状況・管理状況調査結果（概要）

平成 17 年 3 月 30 日

健康局結核感染症課

【背景】

テロの未然防止に関する行動計画（平成 16 年 12 月 10 日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）において、今後速やかに講ずべきテロの未然防止対策として、厚生労働省は、生物テロに使用されるおそれのある病原性微生物等の管理体制を確立することとされた。

これを受け、厚生労働省においては、病原性微生物等を保有している者に対する国及び都道府県に対する届出等、病原性微生物等に関する適正な管理体制を確立するための基礎資料とすべく、今般、厚生労働省が所管する施設における病原性微生物等の保有状況及び管理状況に関する調査を実施した。

【調査概要】

平成 16 年 12 月に、以下の施設に対し、自治体（47 都道府県、57 政令市、23 特別区）及び関係部局を通じて、病原性微生物等の保有状況及び管理状況に関する調査を実施した。

1. 医療機関

医療機関、国立高度専門医療センター、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立病院機構に属する医療機関

2. 試験研究機関

衛生検査所、地方衛生研究所、国立試験研究機関

3. 公的機関

保健所、検疫所

4. その他

医薬品・医療機器製造業関連施設

【調査結果】

別紙 2 のとおり。

【今後の対応】

本調査結果を踏まえ、本日自治体等に対し、病原性微生物等の管理の徹底に関する通知を発出予定。今後、厚生労働省は、病原性微生物等を保有している者に対し、国及び都道府県に対する届出を義務付けるとともに、病原性微生物等の譲渡の規制、国及び都道府県による報告徴収、調査及び立入検査等に関する規定を設け、違反等に対し行政処分を行い、又は罰則を科すことなどを内容とする法改正について検討を行い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正案を平成 18 年の国会に提出することとする。

病原体微生物等保有状況

	病原体保有 施設数	調査対象 施設数	ウイルス						細菌				毒素	
			痘そう	SARSコロナ	エボラ	マールブルグ	ラッサ	ポリオ	コレラ菌	赤痢菌	チフス菌	ペスト菌	コレラ	赤痢菌
計	587	11,624※	0	5	0	0	0	25	300	543	358	13	17	6

※ 医薬品・医療機器製造業関連施設については、調査対象施設数が把握できないため、除いている。

病原性微生物等管理状況

	保管場所				管理方法			管理マニュアルの有無	
	施設内で 一元管理	部門毎に 管理	把握して いない	その他	コンピュ ータ管理	台帳管理	その他	有	無
計	295	197	6	89	67	467	47	310	277
1. 医療機関	98	93	3	43	41	163	30	89	148
2. 試験研究機関	94	77	2	23	15	167	12	121	75
3. 公的機関	82	16	1	22	7	110	3	70	51
4. その他	21	11	0	1	4	27	2	30	3

※ 病原性微生物等の保有状況等の詳細は、公表しないこととする。